

令和 8 年 第 1 回定例会

高 山 村 議 会 会 議 録

令和 8 年 2 月 25 日 開 会

令和 8 年 3 月 10 日 閉 会

高 山 村 議 会

令和8年第1回高山村議会定例会会議録目次

第 1 号 （2月25日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○村長挨拶	3
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○諮問第1号の上程、説明、採決	11
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第2号の上程、説明	15
○議案第3号の上程、説明	16
○議案第4号の上程、説明	17
○議案第5号の上程、説明	17
○議案第6号の上程、説明	18
○議案第7号の上程、説明	19
○議案第8号～議案第15号の一括上程、説明	20
○議案第16号～議案第23号の一括上程、説明	23
○休会について	27
○散会の宣告	27

第 2 号 (3月10日)

○議事日程	29
○本日の会議に付した事件	30
○出席議員	30
○欠席議員	30
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	30
○事務局職員出席者	30
○開議の宣告	31
○同意第1号の上程、説明、採決	31
○議案第2号の質疑、討論、採決	33
○議案第3号の質疑、討論、採決	34
○議案第4号の質疑、討論、採決	34
○議案第5号の質疑、討論、採決	35
○議案第6号の質疑、討論、採決	36
○議案第7号の質疑、討論、採決	36
○議案第8号～議案第15号の質疑、討論、採決	39
○議案第16号～議案第23号の質疑、討論、採決	50
○日程の追加	63
○後藤明宏議員の議員辞職について	63
○日程の追加	64
○選挙第1号	64
○日程の追加	66
○選挙第2号	66
○選挙第3号	67
○委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について	68
○議員派遣について	68
○閉会の宣告	68
○署名議員	69

令和 8 年 2 月 2 5 日（水曜日）

（ 第 1 号 ）

令和 8 年第 1 回高山村議会定例会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 8 年 2 月 2 5 日（水）午前 1 0 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度高山村一般会計補正予算（第 5 号））
- 日程第 4 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度高山村一般会計補正予算（第 6 号））
- 日程第 5 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度高山村一般会計補正予算（第 7 号））
- 日程第 6 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 議案第 1 号 財産の貸付について
- 日程第 8 議案第 2 号 高山村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3 号 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 4 号 職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 11 議案第 5 号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 6 号 高山村過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 13 議案第 7 号 高山村五領下ノ宿第 2 団地宅地造成工事の変更請負契約について
- 日程第 14 議案第 8 号 令和 7 年度高山村一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 15 議案第 9 号 令和 7 年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 10 号 令和 7 年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 議案第 11 号 令和 7 年度高山村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 18 議案第 12 号 令和 7 年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 19 議案第 13 号 令和 7 年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 20 議案第 14 号 令和 7 年度高山村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 議案第 15 号 令和 7 年度高山村水をきれいにする事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 16 号 令和 8 年度高山村一般会計予算

日程第 23 議案第 17 号 令和 8 年度高山村国民健康保険特別会計予算
 日程第 24 議案第 18 号 令和 8 年度高山村後期高齢者医療特別会計予算
 日程第 25 議案第 19 号 令和 8 年度高山村介護保険特別会計予算
 日程第 26 議案第 20 号 令和 8 年度高山村土地開発事業特別会計予算
 日程第 27 議案第 21 号 令和 8 年度高山村農業用水事業特別会計予算
 日程第 28 議案第 22 号 令和 8 年度高山村簡易水道事業会計予算
 日程第 29 議案第 23 号 令和 8 年度高山村水をきれいにする事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	渡 邊 裕 治 君	2 番	平 形 玉 緒 君
3 番	唐 澤 徳 治 君	4 番	松 井 陽 威 君
5 番	飯 塚 武 久 君	6 番	佐 藤 晴 夫 君
7 番	後 藤 肇 君	8 番	山 口 英 司 君
9 番	平 形 富二夫 君	10 番	後 藤 明 宏 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	後 藤 幸 三 君	副 村 長	平 形 郁 雄 君
総 務 課 長	後 藤 好 君	会計管理者兼 税務会計課長	本 間 尚 也 君
住 民 課 長	都 筑 喜久雄 君	保健みらい 課 長	金 井 等 君
農 林 課 長	小 池 正 浩 君	建 設 課 長	割 田 信 一 君
地域振興課長	平 形 英 俊 君	教 育 課 長	飯 塚 優一郎 君

事務局職員出席者

議会事務局長	武 田 昌 明	書 記	林 大 生
--------	---------	-----	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（後藤明宏君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから、令和8年第1回高山村議会定例会を開会します。

◎村長挨拶

○議長（後藤明宏君） 最初に、村長より、議会招集の挨拶をお願いします。

村長。

○村長（後藤幸三君） 令和8年第1回高山村議会定例会の開会に当たり、議会招集の挨拶を申し上げます。

年度末を迎え、公私ともにご多用のところ、議員全員のご出席を賜り、ここに高山村議会定例会が開催されますことに心より感謝申し上げます。

令和7年度も残りわずかとなりましたが、本年度の村政運営も総じて順調に推移してできたものであると思っております。これもひとえに、議員各位をはじめ、村民皆様のご理解とご協力によるものと深く感謝を申し上げます。

また、私ごとでございますが、来月の30日をもちまして、村長として3期目の任期が満了いたします。試行錯誤の12年間ではありましたが、大過なく終えることができますことに、携わっていただいた全ての方々に衷心より感謝を申し上げる次第でございます。来年度からは、新体制のもとに高山村のさらなる飛躍を目指していただきたいと思います。私、もとより微力でございますが、陰ながら応援をしてみたいと考えております。

さて、今年度実施いたしました役場庁舎の整備に関する調査でございますが、おおむね調査が完了し、中間報告がなされたところでございます。この件につきましては、義務教育学校についても併せて考えてまいらなければなりません。最終報告はもう少し先になりますが、議員各位のご意見を賜りながら、整備方針を決定してみたいと考えております。

そのほかにもいろんな課題がありますが、今後とも議員各位の助言を仰ぎながら、この難局を乗り切ってまいりたいと考えておりますので、今後ともご理解、ご協力賜りますようお願い

願ひ申し上げます。

最後に、本定例会への提出案件でございますが、承認3件、諮問が1件、令和8年度の当初予算を含んだ議案が23件と、合わせて27件を提出いただいております。全案件についてご審議いただきますようお願い申し上げます、議会招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（後藤明宏君） 本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤明宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番、平形玉緒議員及び3番、唐澤徳治議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（後藤明宏君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月10日までの14日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月10日までの14日間と決定しました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度高山村一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度高山村一般会計補正予算（第5号））についてご説明を申し上げます。

本補正は、強い経済を実現する総合経済対策において、0歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給するものでございます。

令和7年度内の予算化が必要であったため、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和7年12月17日に専決処分を行いましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

補正概要について申し上げます。

今回の専決補正は、既定の歳入歳出予算に882万1,000円を追加し、予算総額を35億8,961万4,000円としたものでございます。令和8年1月13日から申請の受付を開始しており、4月30日には支払いを完了する予定となっております。

以上、ご承認くださいますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

質疑がありませんので、異議なしと認めます。

これから採決に移りたいと思います。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度高山村一般会計補正予算（第5号））を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度高山村一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度高山村一般会計補正予算（第6号））について説明申し上げます。

本補正は、物価高騰対策事業及び衆議院議員選挙費について、いずれも早急に準備に取り組む必要があり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和8年1月23日専決処分を行いました。これを報告し、承認を求めるものでございます。

まず、2款1項5目物価高騰対策につきましては、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7,738万6,000円が、高山村分としての配分がされました。このうち、本補正予算の額5,026万円を7年度事業として、残りを8年度事業として実施するものでございます。

本年度事業の1つ目は、子育て世帯応援事業として、平成19年4月2日から令和8年1月1日までに生まれた子供を対象に、1人当たり2万円を給付するものでございます。対象者は375人、事業費は761万円を見込み、本年4月から支給できるよう準備を進めております。

2つ目は、生活応援事業として、全村民を対象に、1人当たり1万3,000円を給付するものでございます。対象者は3,240人、事業費は4,265万円を見込み、プッシュ型により、こちらも4月から支給できるよう準備を進めております。

次に、2款4項6目衆議院議員選挙費につきましては、2月8日に執行されました衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴う関係費用となります。

以上、ご承認くださるようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（後藤明宏君） これから質疑を行います。

1番、渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 専決処分の令和7年度高山村一般会計補正予算（第6号）、議案書17ページからよろしくお願ひします。予算書に関しては21ページの歳出になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、4 目選挙費の部分です。

高齢化が進む中で移動手段の確保は重要な行政課題であり、選挙においても例外ではありません。投票機会を確保するための移動支援について、以前、私から提案をさせていただきました。昨年の国政選挙と今回の衆議院議員選挙において実施していただき、まずはその対応に感謝申し上げます。

そこで、今回の衆議院議員選挙に関連して、2 点お伺いいたします。

まず 1 点目ですが、国政選挙における移動支援の費用について、実務上は選挙費のどの項目に計上されているのか。国費措置の対象となることは承知をしておりますが、具体的な費目、区分についてお示しいただけないでしょうか。

また、2 点目として、今回の衆議院議員選挙における移動支援の利用人数について、答弁のほうをよろしくお伺いいたします。

○議長（後藤明宏君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） 渡邊議員の質問にお答えをいたします。

まず 1 つ目の国政選挙における国費措置の対象となる費目についてでございます。

こちらにつきましては、執行経費の基準というものが定められておりまして、それを基に執行経費、選挙に係る費用の上限額が定められるということになっています。その上限額の範囲内で使ったものが全て国費で賄われるというようなことになってございます。

その費目につきましては、投票所経費、開票所経費等々、細かく分かれておりまして、経費 20 費目ぐらいに分かれております。主に移動支援については、この投票所費用という中に含まれてくものと承知をしております。ただ実際にはその上限額以内であれば、その使い方についてはあまり細かいことは問われませんので、その上限額、算定された上限額の中でやりくりができるというようなことになってございます。

それから、2 つ目の移動支援のことでございます。

さきの衆議院選、移動支援として車を各投票所から移動させておりますけれども、今回の利用者は 3 名ということでございます。いずれも第 1 投票所の方ということでございます。

以上です。

○議長（後藤明宏君） 1 番、渡邊議員。

○1 番（渡邊裕治君） 総務課長、答弁ありがとうございました。

今回、1 月 10 日に総務省通知が出されたことで、国政選挙が実施される可能性があるという、私自身も認識をしたところでございます。実際に今回の選挙、衆議院の解散から選挙ま

での最短日程となり、そのような状況下の中で他の自治体では投票入場券の発送が公示までに間に合わない事例が見受けられました。しかし、本村では職員の皆さんが一丸となって必要な準備を整えていただきましたことを、改めて感謝申し上げます。

本村では、共通投票所として設置して以来、2回の選挙を執行してきました。今回の衆議院議員選挙においては準備期間が極めて短かったこともあり、共通投票所への移動支援について周知の面で十分行えなかった部分もあったのではないかと考えております。今後、村政の選挙や県政選挙など、期間がそれぞれ異なる選挙が続いていく中で、これまでの運用を振り返り必要な施策を整理していくことが重要であると考えます。

そこで、すみません、再度伺いたいんですけれども、共通投票所への移動支援、前回と今回の2回を踏まえて、どのような改善点があると考えておられるか、また、移動支援の取組について、他の市町村では行っていなかったり、当初行っていたが行わなくなった事例があるとお聞きしております。高山村では具体的にいつ頃までに運用して、今後の方法を検討すべきか、お考えがあれば、2点、答弁のほうよろしく願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） お答えします。

まず、1つ目のご質問でございます。

改善点についてでございますが、なかなか利用される方がいないということがございます。前回は5名、今回は3名ということで、なかなかこれが伸びないといったところがございます。町村によっては、始めてはみたけれども、利用者が少ないためにそれを中止したといったようなところもあるように聞いています。

今回の選挙に限って申しますれば、期間が短かったので広報のほうに掲載ができず、配布物と一緒にその予定表をA3用紙で配らせてもらったんですが、ちょっと字が小さすぎて見えないといったようなことが課題として上げられております。こちら辺はもっと書式を改善したりとかということで、もし間に合わないようなことがあっても、そういったこと対応してまいらなければならないということで、これは反省点として次回に生かしてまいりたいというふうに思います。

それと、移動支援の取組についてということでございます。

今回の選挙でも3人ということではあったんですけれども、いろんな要素が絡んでくると思っております。今回の選挙については、当日、降雪の予報が出ていたということもあり、期日前投票が57%ちょっとと、投票者のうちの期日前投票した割合が60%弱になったとい

うこともございます。考え方とすれば、今回、移動支援の車に乗る方が少なかったのはそういったことも多少影響があるのかなといったことも考えられるところでございます。

そういったところを考えると、ある程度、一定期間、今のままを続けてみて、その後に再度検討してみたいというふうに思っております。1つの区切りとすれば全ての選挙が終了した時点、来年度の知事選で1周するような形になりますけれども、1巡するようなことになりますから、そこまでは現在の体制を続けてみて、その様子を見て、また検討していく必要があるのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（後藤明宏君） 渡邊議員。

○1番（渡邊裕治君） 総務課長、答弁ありがとうございました。

公職選挙法第221条では、候補者、第三者等による選挙人の送迎が禁止されておりますけれども、一方で自治体が行う移動困難者等への移動支援については選挙管理上の措置として、例外的に認められているところであります。この法的整理を踏まえながら、住民の投票機会を確保していく取組は今後ますます重要になると考えております。

また、今回、答弁していただきまして、各選挙1巡するまで取組を継続したいとのご答弁をいただきました。今後、村政、県政、国政選挙と、それぞれの制度や運用が異なる選挙が続いていく中で、その都度、取組状況を丁寧に確認して、私自身もその内容に検討を重ね、必要な提案を行っていきたいと考えております。

以上、申し上げ、この質疑を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（後藤明宏君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度高山村一般会計補正予算（第6号））を採決します。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第5、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度高山村一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度高山村一般会計補正予算（第7号））について提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、去る1月30日の予算大綱の際にもご説明させていただきましたが、戸室地内にある空き家を所有者の承諾を得て、令和6年度4月にリフォーム改修工事が完成した移住定住促進住宅、戸室の家について、その当時、事務手続の不備があり、改修工事に関する覚書は取り交わしましたが、その後、工事完成後に建物所有者と賃貸契約を交わすべきところ、賃貸契約が交わしてなく、村の顧問弁護士のアドバイスなどを伺い、昨年7月下旬、建物所有者のところへ、まず書類の不備や対応などに関する謝罪を行い、その後、話し合いを行いましたが、納得まではいかに話し合いが終わりました。

その後、文書等によるやり取りを何度も行いましたが、今年に入り1月20日付で建物所有者の代理弁護士から損害賠償請求に関する通知書が届き、2月13日までに不当利得返還請求として51万9,600円、不法行為に基づく損害賠償請求として100万円の支払い、そして謝罪文を提出しなければいけなかったため、早急に準備に取りかかる必要があったため、村の顧問弁護士事務所と民事に関する委任契約を取り交わし、職員旅費を含め、弁護人の費用など73万5,000円と、建物所有者と合意に至った場合、過年度分の未払い建物賃貸料、令和6年5月から令和7年3月までの11か月分22万の合計95万5,000円を専決処分により、予算を計上させていただきました。

慎重審議の上、原案のとおり承認くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（後藤明宏君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

質疑がありませんので、討論を省略し、採決したいと思います。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度高山村一般会計補正予算（第7号））を採決します。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、平形玉緒議員の退場を求めます。

〔2番 平形玉緒君退場〕

○議長（後藤明宏君） 本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について説明を申し上げます。

人権擁護委員は法務大臣の委嘱を受け、人権相談・人権啓発等の人権擁護活動に従事しております。

現職である平形玉緒氏が、令和8年6月30日をもって2期6年間の任期満了を迎えることとなります。

平形氏は、人格、見識ともに高く、広く社会の実情を把握し、幅広くご活躍されております。また、人権擁護委員としては2期目の任期満了でもあり、その経験も踏まえて適任であり、再度候補者として推薦していきたいと考えているところでございます。

なお、この人権擁護委員の候補者の推薦に当たりましては、議会の意見を聞いて推薦しなければならないという法の規定がございます。よって議会の意見を求めるものでございます。

以上、よろしく取り扱われることをお願い申し上げ、推薦に伴う説明とさせていただきます。

す。

○議長（後藤明宏君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

これから諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（後藤明宏君） ただいまの出席議員数は8人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番、後藤肇議員、8番、山口英司議員、9番、平形富二夫議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（後藤明宏君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件について適任と認めることに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛成を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（後藤明宏君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（後藤明宏君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔順次投票〕

○議長（後藤明宏君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（後藤明宏君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（後藤明宏君） 投票の結果を報告します。

投票総数 8 票

有効投票 8 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

賛成 8 票

反対 0 票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、諮問第 1 号は適任とすることに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（後藤明宏君） 平形玉緒議員の入場を許可します。

〔2 番 平形玉緒君入場〕

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第 7、議案第 1 号 財産の貸付についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第 1 号 財産の貸付について説明を申し上げます。

令和 5 年 3 月から旧 A コープ高山店の空き店舗を 3 年間の契約で、沼田市に本社のある株式会社サンモールへ貸付けしておりましたが、この 2 月 28 日をもって契約期間が満了いたしました。引き続き、高山村の買物弱者の支援、ひいては村民福祉の増進を図るため、当該施設及び付随する土地を同社へ貸し付け、営業を続けていただきたいと考えております。

貸付期間は令和 11 年 3 月末日までの 3 年 1 か月間とし、貸付料については売上額の 0.5%

と据え置くものでございます。1人当たりの売上単価は1,500円弱と当初から横ばいの状況が続いている中であっては、客数の減少傾向であるため、貸付料率は据え置くことにしたいものでございます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君）　これから質疑を行います。

後藤議員。

○7番（後藤　肇君）　サンモール高山店については村の意向で依頼され、3年間、やはり近所の方はかなり有効的に使っていただいたと考えております。

その中で、いい点は、年中無休でやっていただいていると。あと、カードとか、会員カードとかそういうものも使えるといったことで、かなり好評を得ているかなと思うんです。ですけれども、1点だけ、疑問符に思うのはサンモールのチラシが最近、高山にも全部入るようになりました。これは高山店独自のチラシは前から入れていたかなと思うんです。ところが、サンモールの全店のチラシの中には高山店がどうしても見当たらないという感じがございます。

ですから、できればそのチラシと同じ価格帯にぜひお願いして、これから3年間も同じように、できたらお願いしたいというような声も聞きましたんで、ぜひ執行部とするとその辺はどういったものかと思えますんで、ちょっとお答えをいただければと思います。

以上です。

○議長（後藤明宏君）　総務課長。

○総務課長（後藤　好君）　お答えいたします。

サンモールのチラシの関係でございます。

高山村だけ独自のチラシが入っているといったことでございます。この件につきましては、一企業の営業の範疇ということで、村からこうしろ、ああしろということはちょっと言いづらいところがございます。ただ、そういったご意見があるということはサンモールのほうには伝えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（後藤明宏君）　後藤議員。

○7番（後藤　肇君）　総務課長、ありがとうございます。

一企業として考えれば、総務課長が言ったのも本当にそのとおりかなと思います。ただし、できれば、やはり同じ広告の中で、そういったものを村民が見なければいいわけですけど

も、あれだけ大々的に新聞広告が入りますと、どうしてもそういった考えが出てきようかなと思いますので、ぜひその辺を考慮に入れて、構想のとき、ぜひご検討をいただければという要望です。やはりこれでなくなってしまうと、ガソリンスタンドと同じように、なくなってみて初めてやっぱり近場にあったほうがいいよねということになるのかなと思います。サンモールについても、いろいろ諸条件、諸問題はあると思いますが、ぜひなくならないような努力をしていかなければいけないかなと思いますので、ぜひその辺を酌んでいただいて、ご協力をいただければありがたいかなと思います。

以上です。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（後藤明宏君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 財産の貸付についてを採決します。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（後藤明宏君） 日程第8、議案第2号 高山村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第2号 高山村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本制度は自然災害による不幸にも命を落とされた方の遺族あるいは重度の障害を受けた方

などに対して災害弔慰金等を支給するもので、最大500万円が支給されることになります。

費用負担は国が2分の1、県と村がそれぞれ4分の1となります。

災害弔慰金の支給等に関する法律では、条例の定めるところにより支給することができる
とされているところであり、群馬県市町村総合事務組合で共同処理しておりましたが、令和
8年4月からこの共同処理を取りやめることになりました。今まで共同処理として実施して
いたこと、また不幸にも自然災害を受けた方の生活再建の一助とするためにも、本条例を制
定したいと考えております。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、説明といたします。

○議長（後藤明宏君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（後藤明宏君） 日程第9、議案第3号 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改
正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第3号 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について
説明を申し上げます。

高齢者部分休業を取得した場合には、取得時間に応じた額を給料から減額することとなっ
ております。この場合の1時間当たりの単価の算出方法は、時間外手当算出方法と相違があ
ったため、時間外手当の算出方法と同一とするよう改めるものでございます。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第４号の上程、説明

○議長（後藤明宏君） 日程第10、議案第４号 職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第４号 職員の給与に関する条例等の一部改正について説明を申し上げます。

本条例改正は、２条立てとしております。

第１条中の第11条の改正は特殊勤務手当の対象業務に、動物の死体処理業務を追加するもので、手当等額は１回当たり300円を予定しております。

第12条は自動車等を利用して通勤する職員の距離に応じた支給金額を定め、規則に委任するとともに、通勤に必要な駐車料金についても5,000円を上限に支給できるよう改めるものでございます。

第２条は令和５年の改正条例の附則を改正するものであります。

本議案の第１条の改正に合わせ、条例の呼称等を改めるものとなります。

原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第５号の上程、説明

○議長（後藤明宏君） 日程第11、議案第５号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第５号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

議案書57ページ、新旧対照表は9ページをご覧ください。

今回の条例改正は、群馬県が小口資金に代わる返済負担軽減策として、平成15年度から実施している借換え制度について、令和8年度引き続き継続することを受けて改正するもので、本文附則の期日を改正するものでございます。

改正の内容ですが、附則第2項中、令和8年度を令和9年度に改めるものでございます。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（後藤明宏君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（後藤明宏君） 日程第12、議案第6号 高山村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第6号 高山村過疎地域持続的発展計画の策定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書59ページからご覧ください。

令和3年4月1日、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、令和2年の国税調査の結果により、令和4年度から高山村全域が過疎地域に指定されたことに伴い、策定いたしました高山村過疎地域持続的発展計画の計画期間が令和7年度末をもって終了するため、同計画を見直し、引き続き地域の持続的な維持及び発展に向けた施策を包括的に推進していくため、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とした高山村過疎地域持続的発展計画を策定いたしました。

計画の変更点では、文言、言い回しの修正と、令和8年度から令和12年度にかけて行う事業計画の見直しによる修正などとなっております。また、今回の計画策定に当たり、広く村民、皆様から、高山村過疎地域持続的発展計画（案）に対するパブリックコメントを実施いたしました。1件、公共交通空白地域の有償運送事業の実施などについて意見がありまし

た。これらをもとに、次期計画を策定した次第であります。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（後藤明宏君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第7号の上程、説明

○議長（後藤明宏君） 日程第13、議案第7号 高山村五領下ノ宿第2団地宅地造成工事の変更請負契約についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第7号 高山村五領下ノ宿第2団地宅地造成工事の変更請負契約について提案理由の説明を申し上げます。

議案書142ページをご覧ください。

本工事は指名競争入札により、株式会社須藤工務店が請負契約額6,105万円で、昨年、第3回議会定例会により請負契約の議決をしていただきました。造成工事を進めていく中で変更等が生じ、変更請負契約の議決をお願いしたいものであります。

変更の内容は造成工事に伴う不足、搬入村道に布設してある既設水道管の切り回し、消火栓の追加設置などにより561万円の増となります。変更後の請負金額は6,666万円にしたいものであります。

また、工期につきましては、当初3月27日までの予定で進めておりましたが、盛土規制法の手続等に時間を要し、完成を年内までとし、繰越事業によりお願いしたいものでございます。

つきましては、変更契約の締結に関し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、変更請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（後藤明宏君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

暫時休憩といたします。

11時10分より再開いたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時10分

○議長（後藤明宏君） 再開します。

◎議案第8号～議案第15号の一括上程、説明

○議長（後藤明宏君） 日程第14、議案第8号 令和7年度高山村一般会計補正予算（第8号）から日程第21、議案第15号 令和7年度高山村水をきれいにする事業会計補正予算（第2号）までの8議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第8号から議案第15号までの8議案について一括して説明申し上げます。

最初に、議案第8号 令和7年度高山村一般会計補正予算（第8号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から1億5,204万8,000円を減額し、予算総額を34億9,439万3,000円とするものでございます。

議案書148ページ、第2表 繰越明許費補正では、13の事業、合わせて1億6,904万9,000円を令和8年度に繰り越して実施したいというものでございます。

議案書149ページ、第3表の地方債補正では、借り入れることのできる過疎債の額が確定したことにより、補正をお願いするものでございます。これにより、令和7年過疎債借入額は1億730万円となる見込みでございます。

主な増額補正は、6款1項5目農地中間管理機構関連農地整備事業、原地区の土地改良負担金で1,817万1,000円、10款5項2目農地中間管理機構関連農地整備事業、原地区の土地改良に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託で1,800万4,000円がそれぞれ増額となっております。

その他、本補正では各費目で事業料の変更などにより、減額補正となっております。これにより財政調整基金から1億9,467万6,000円の取崩しが不要となっております。

続きまして、議案第9号 令和7年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から2,241万円減額し、予算総額を4億7,503万8,000円とするものでございます。

また、被保険者数の減少に伴い、保険給付費等が減額となったものでございます。

後期高齢者医療特別会計では、議案第10号 令和7年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

今回の補正は規定の予算に41万5,000円を追加し、予算総額を6,903万8,000円とするものでございます。また、広域連合の当初試算に比べ、現役並みの所得者が多かったことに伴い、広域連合納付金が増額となったものでございます。

続きまして、議案第11号 令和7年度高山村介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から609万1,000円を減額し、予算総額を5億772万6,000円とするものでございます。保険給付が見込みより少なかったことによるものと、サービス計画の作成委託減に伴う地域支援事業費の減額等によるものでございます。

続きまして、議案第12号 令和7年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から1,454万6,000円を減額し、予算総額を9,886万4,000円とするものでございます。古屋団地1区画と本宿田中分譲地3区画の売払いができなかったことと、五領地区団地造成事業を繰越事業としたことによるものでございます。

続きまして、議案第13号 令和7年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に114万4,000円を追加し、予算総額を1億810万5,000円とするものでございます。

議案書274ページ、第2表の繰越明許費補正では、高山揚水場P C B機器取替工事と、高山揚水場廃止に向けた対策事業の2事業3,795万3,000円を令和8年度に繰越しで実施したいというものでございます。

議案書279ページ、歳入、県営原土地改良事業に伴う県補償金の確定による減額、不足分を一般会計から繰入金により補填するものでございます。

議案書281ページ、実施管理費では、県営原土地改良事業に伴う補償工事の増額、また高山揚水場P C B機器取替工事の繰越しに伴い、高山揚水場P C B機器取替業務委託料を減額するものでございます。

貯水池県営調査等事業では、新田貯水池においてヒアリング資料等の作成が不要となったため、減額するものでございます。

続きまして、議案第14号 令和7年度高山村簡易水道事業会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収入、簡易水道事業収益を371万3,000円増額して、補正後の予算額を8,670万3,000円とし、収益的支出の簡易水道事業費用を53万2,000円増額して、補正後の予算額を1億58万3,000円としたいものでございます。

また、資本的収入の簡易水道事業資本的収入を112万3,000円減額して、補正後の予算額を661万7,000円とし、資本的支出の簡易水道事業資本的支出を226万3,000円減額して、補正後の予算額を1,083万8,000円としたいものでございます。

主な補正理由といたしますと、収益的収入では他会計補正金補助金の減額及び長期前受金戻入の増額、収益的支出では経営戦略見直し業務委託料の減額及び減価償却費の増額などで、資本的収入では企業債の減額、資本的支出では各種工事費の減額などであります。

続きまして、議案第15号 令和7年度高山村水をきれいにする事業会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収入、下水道事業収益を2,678万7,000円増額し、補正後の予算額を1億4,114万6,000円とし、収益的支出の下水道事業費用を347万8,000円減額して、補正後の予算額を1億4,544万5,000円としたいものでございます。

また、資本的収入の下水道事業資本的収入を815万円減額して、補正後の予算の額を8,465万3,000円とし、資本的支出の下水道事業資本的支出を864万1,000円減額し、補正後の予算額を8,436万2,000円としたいものでございます。

主な補正理由といたしますと、収益的収入では他会計補助金の減額及び長期前受金戻入の

増額、収益的支出では浄化槽保守点検料、経営戦略見直し事業業務委託料、消費税の減額及び減価償却費の増額など、資本的収入では建設改良事業債や過疎対策事業債、現年度受益者分担金の減額、資本的支出では各種工事費の減額などでございます。

以上、各会計の補正予算について概要を申し上げましたが、詳細につきましては、審議いただく中で各担当より説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎議案第16号～議案第23号の一括上程、説明

○議長（後藤明宏君） 日程第22、議案第16号 令和8年度高山村一般会計予算から日程第29、議案第23号 令和8年度高山村水をきれいにする事業会計予算までの8議案を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 議案第16号から議案第23号まで、一括して説明申し上げます。

最初に、議案第16号 令和8年度高山村一般会計予算について説明申し上げます。

予算規模は、前年当初比で561万6,000円、0.16%減の34億2,237万8,000円と昨年と同規模の予算となりました。

予算編成に当たっては、令和8年度に重点的に取り組む事業として、「村の資源を有効活用できる地域産業の成長に関すること」、「むらの中心地を起点とした地域整備に関すること」、「移住・定住及び地域間交流の促進に関すること」、「庁舎等の整備に関すること」の4項目を挙げさせていただきました。

中・長期的に取り組まなければならない事業が多く、昨年、重点事項として掲げた事業も含まれておりますが、これらの事項については、各事業において重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、昨年3月に策定された第6次高山村総合計画の着実な推進を図るため、総合計

画に定められた基本方針である行政の方針を念頭に編成いたしました。

しかし、何分、初めの一步という感があり、しっかりとひもづけされたものではありませんが、今後の行政評価の導入などを見据え、必要な取組ではないかと思っているところでございます。

次に、主な新規事業について申し上げます。

1 つには、村営住宅の建設。所得制限などを撤廃し、誰でも入居できる村営住宅を建設し、村民の村外流出機会の低減を図るとともに、移住希望者の受け皿としても大きな役割を果たすものと考えております。中学校裏の村営住宅の一角に2階建て5棟分のアパート形式で建設を予定しております。2年間の継続事業とし、総額1億5,354万1,000円を見込んでおります。

2 つ目は、さとのわ屋根に太陽光発電設備を設置したいと考えております。総事業費は7,040万円で、そのうち3,437万円は国庫補助金でまかない、補助裏の3,430万円は過疎債の充当を予定しております。環境負荷の低減を図ることはもとより、多額の電気料金を要している現行の使用量からの試算では3年程度で投資額が回収できるものと見込んでおります。また、防災備蓄倉庫を備えた防災拠点としての施設でもありますので、停電時にもこの電源を利用することで防災機能の向上も図れるものと思っております。

毎年申し上げているところではございますが、「入るを量って出づるを制す」は、財政運営の大原則でもありますから、自主的・主体的な地域づくりを進めていくためにも、財政基盤がしっかりしていなければならないということは言うまでもありません。

なお一層、総意・工夫、冗費の削減に努め、健全財政を堅持することはもちろんのことですが、住民福祉のさらなる向上のため、新たな取組にチャレンジすることも極めて重要であると認識をしているところでございます。今後とも議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第17号 令和8年度高山村国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

予算規模は、システム改修等に伴い、前年当初で445万2,000円、1%増の4億9,916万3,000円となりました。国民健康保険は国民皆保険の中核として、地域住民の健康維持・増進に大きく貢献しておりますが、中高年層や低所得層の加入者が多く、また医療費水準が高いといった構造的な問題を抱えており、その財政運営は厳しい状況が続いております。

続きまして、議案第18号 令和8年度高山村後期高齢者医療特別会計予算について説明申

し上げます。

予算規模は、前年度当初に比べ1,245万7,000円、19.1%増の7,781万9,000円となりました。後期高齢者医療制度は、県内全市町村で組織する群馬県後期高齢者医療広域連合により運営されており、保険料負担金等の増に伴い広域連合への納付金が増額となるものでございます。

続きまして、議案第19号 令和8年度高山村介護保険特別会計予算について説明申し上げます。

予算規模は、前年当初に比べ3,171万6,000円、6.4%増の5億3,069万3,000円となりました。制度改正に伴うシステム改修、介護保険計画策定及び地域介護と施設介護サービス給付費の増額に伴うものでございます。

続きまして、議案第20号 令和8年度高山村土地開発事業特別会計予算について説明申し上げます。

予算規模は、前年当初に比べ7,738万4,000円、15.9%減の1,462万5,000円となりました。古屋団地1区画、本宿田中団地3区画の早期販売を目指してまいります。また、五領下ノ宿第2団地宅地造成工事については、令和7年度からの繰越事業として進めて参ります。

続きまして、議案第21号 令和8年度高山村農業用水事業特別会計予算について説明申し上げます。

予算規模は、前年度当初比で1,123万7,000円、11%増の1億1,374万9,000円となりました。

施設管理費では、現在、故障により稼働していない堂山揚水場の揚水ポンプの更新により、安定的な農業用水の提供に努めてまいります。また、高山揚水場に既設されている変圧器の撤去に伴うPCB廃棄物の処分や県営原土地改良事業に伴う既設管の仮設工事などを計画しております。

防災重点農業用ため池整備事業では、新田貯水池の用地調査や測量設計、十二平貯水池地区の調査を計画しております。

上越新幹線中山トンネル高山揚水場廃止に向けた対策事業では、坑底廃止に伴う水流対策工事により、高山揚水場廃止に向けた対策を進めてまいります。

続きまして、議案第22号 令和8年度高山村簡易水道事業会計予算について説明申し上げます。

予算の概要ですが、第2条において、業務の予定量として、給水栓数を1,554栓、年間総

配水量を41万1,600立方メートルと定めております。

第3条では、簡易水道事業収益の予算額を9,757万7,000円とし、簡易水道事業費用の予算額を1億72万8,000円としております。主なものは、収入では現年度使用料や他会計補助金、他会計負担金、長期前受金戻入などで、支出では水道施設電気使用料や水質検査手数料、修繕料、職員人件費及び減価償却費などでございます。

第4条では、簡易水道事業資本的収入の予算額を2,895万3,000円とし、簡易水道事業資本的支出の予算額を3,409万4,000円としております。主なものは、収入では建設改良事業債、過疎対策事業債及び他会計出資金などで、支出では判形第1水源導入管布設工事等の工事請負費と起債元金償還金などであります。なお、不足する額の514万1,000円は当年度分消費税資本的収支調整額及び引継金で補填するものになります。

第5条では、企業債の目的や限度額などを定めており、建設改良事業債と過疎対策事業債の限度額をそれぞれ1,080万円としております。　　続きまして、議案第23号　令和8年度高山村水をきれいにする事業会計予算について説明申し上げます。

予算の概要ですが、第2条において、業務の予定量として、接続戸数を867戸、年間有収水量を33万2,586立方メートルと定めております。

第3条では、下水道事業収益の予算額を1億4,996万5,000円とし、下水道事業費用の予算額を1億4,878万1,000円としております。主なものは、収入では現年度使用料、他会計補助金、他会計負担金、長期前受金戻入などで、支出で電気料、修繕料、保守点検料、職員人件費、減価償却費及び利子償還金などでございます。

第4条では、下水道事業資本金収入の予算額を7,191万6,000円とし、下水道事業資本的支出の予算額を7,191万6,000円としております。主なものは、収入では受益者負担金及び他会計出資金、支出では汚水処理施設機材更新工事等の工事請負費と起債元金償還金などでございます。

第5条では、企業債の目的や限度額などを定めており、建設改良事業債と過疎対策事業債の限度額をそれぞれ80万円としております。

以上、各会計の当初予算について概要を申し上げましたが、詳細につきましては、予算審査の中で各担当より説明させますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君）　本件については議案調査としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、議案調査とすることに決定しました。

◎休会について

○議長（後藤明宏君） お諮りします。議案の調査及び審査等のため、2月26日から3月9日までの12日間を休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認め、したがって2月26日から3月9日までの12日間、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（後藤明宏君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、次の本会議は3月10日午前10時に開きますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時44分

令和 8 年 3 月 1 0 日（火曜日）

（ 第 2 号 ）

令和 8 年第 1 回高山村議会定例会

議 事 日 程（第 2 号）

令和 8 年 3 月 1 0 日（火）午前 1 0 時開議

日程第 1	同意第 1 号	高山村監査委員の選任について
日程第 2	議案第 2 号	高山村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について
日程第 3	議案第 3 号	職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について
日程第 4	議案第 4 号	職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第 5	議案第 5 号	高山村小口資金融資促進条例の一部改正について
日程第 6	議案第 6 号	高山村過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第 7	議案第 7 号	高山村五領下ノ宿第 2 団地宅地造成工事の変更請負契約について
日程第 8	議案第 8 号	令和 7 年度高山村一般会計補正予算（第 8 号）
日程第 9	議案第 9 号	令和 7 年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 10	議案第 10 号	令和 7 年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 11	議案第 11 号	令和 7 年度高山村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 12	議案第 12 号	令和 7 年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 13	議案第 13 号	令和 7 年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 14	議案第 14 号	令和 7 年度高山村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 15	議案第 15 号	令和 7 年度高山村水をきれいにする事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 16	議案第 16 号	令和 8 年度高山村一般会計予算
日程第 17	議案第 17 号	令和 8 年度高山村国民健康保険特別会計予算
日程第 18	議案第 18 号	令和 8 年度高山村後期高齢者医療特別会計予算
日程第 19	議案第 19 号	令和 8 年度高山村介護保険特別会計予算
日程第 20	議案第 20 号	令和 8 年度高山村土地開発事業特別会計予算
日程第 21	議案第 21 号	令和 8 年度高山村農業用水事業特別会計予算
日程第 22	議案第 22 号	令和 8 年度高山村簡易水道事業会計予算
日程第 23	議案第 23 号	令和 8 年度高山村水をきれいにする事業会計予算
日程第 24	議案第 24 号	委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について
日程第 25	議案第 25 号	議員派遣について

- 追加日程第 1 後藤明宏議員の議員辞職について
追加日程第 2 選挙第 1 号 議長選挙
追加日程第 3 選挙第 2 号 吾妻東部衛生施設組合議会議員の選挙
追加日程第 4 選挙第 3 号 吾妻環境施設組合議会議員の選挙
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	渡 邊 裕 治 君	2 番	平 形 玉 緒 君
3 番	唐 澤 徳 治 君	4 番	松 井 陽 威 君
5 番	飯 塚 武 久 君	6 番	佐 藤 晴 夫 君
7 番	後 藤 肇 君	8 番	山 口 英 司 君
9 番	平 形 富二夫 君	10 番	後 藤 明 宏 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	後 藤 幸 三 君	副 村 長	平 形 郁 雄 君
総 務 課 長	後 藤 好 君	会計管理者兼 税務会計課長	本 間 尚 也 君
住 民 課 長	都 筑 喜久雄 君	保健みらい 課 長	金 井 等 君
農 林 課 長	小 池 正 浩 君	建 設 課 長	割 田 信 一 君
地域振興課長	平 形 英 俊 君	教 育 課 長	飯 塚 優一郎 君

事務局職員出席者

議会事務局長 武 田 昌 明 書 記 林 大 生

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（後藤明宏君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

◎同意第 1 号の上程、説明、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第 1、同意第 1 号 高山村監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、山口英司議員の退場を求めます。

〔8 番 山口英司議員退場〕

○議長（後藤明宏君） 本件について説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 同意第 1 号 高山村監査委員の選任について説明を申し上げます。

このたび議員のうちから選任されておりました平形富二夫監査委員から、3月9日付で本職宛てに辞職願が提出されました。同日付で同職を免じることといたしました。

新たな議会選出の監査委員には、山口英司議員が適任であると考えまして、選任いたしたく、地方自治体の第196条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議員うちから選任いたします監査委員の任期は、議員の任期によることとされておりますので、本日から令和9年4月30日までとなります。

議員各位の同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（後藤明宏君） お諮りします。本件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

これから同意第 1 号 高山村監査委員の選任についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（後藤明宏君） ただいまの出席議員数は８人です。

次に、立会人の指名をします。

会議規則第32条第２項の規定によって、立会人に１番、渡邊裕治議員、２番、平形玉緒議員、３番、唐澤徳治議員を指名します。

投票箱を点検します。立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（後藤明宏君） 異状なしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件について、同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を明示しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（後藤明宏君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（後藤明宏君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票を行います。

１番議員から順番に投票願います。

〔順次投票〕

○議長（後藤明宏君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（後藤明宏君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（後藤明宏君） 投票の結果を報告します。

投票総数 ８票

有効投票 8 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

賛成 8 票

反対 0 票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 1 号は同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（後藤明宏君） 山口英司議員の入場を許可します。

〔山口英司議員入場〕

◎議案第 2 号の質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第 2、議案第 2 号 高山村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件は 2 月 25 日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

これから議案第 2 号 高山村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３号の質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第３、議案第３号 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正についてについてを議題とします。

本件は２月２５日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

これから議案第３号 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４号の質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第４、議案第４号 職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

本件は２月２５日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

これから議案第4号 職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第5、議案第5号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正についてを議題とします。

本件は2月25日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

これから議案第5号 高山村小口資金融資促進条例の一部改正についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第6、議案第6号 高山村過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

本件は2月25日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

これから議案第6号 高山村過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第7、議案第7号 高山村五領下ノ宿第2団地宅地造成工事の変更請負契約についてを議題とします。

本件は2月25日に上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

平形富二夫議員。

○9番（平形富二夫君） 議案第7号、議案書のページは142ページであります。

高山村五領下ノ宿第2団地宅地造成工事の変更請負契約について質問をいたします。

変更前は6,105万円の金額は、変更後6,666万円に変更になる予定だそうです。変更後の

増額が561万円になっております。これは税込みでありますけれども、増額の理由は、水道工事並びに消火栓工事と説明を受けました。全員協議会の際に、防火水槽を壊す予定でしたが、壊さず1区画を減らすことになりましたというお話でした。近いうちに変更請負契約をしますのでお願いをしますという執行部の説明でありました。防火水槽の解体がなくなるならば、減額変更請負契約と思っておりましたが、逆に増額変更請負契約になりました。なぜそのようになったのか、いきさつの説明をお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 地域振興課長。

○地域振興課長（平形英俊君） 平形富二夫議員からのご質問にお答えいたします。

今回の変更増減内容についてですが、当初設計では、既設防火水槽を取り壊し、12区画の宅地造成を計画しておりましたが、役場内関係係との打合せの中で消防の水利が少ないため、既設防火水槽はそのまま残すことになり、それに伴い12区画から11区画に変更して工事を行うことになり、既設防火水槽の取壊し工事分は減額になりますが、今回土工事において、当初設計では梅沢の旧テニスコート跡地に置いてある残土置場の土を搬入する計画で、積込みと運搬費を見込んでおりましたが、工事発注後、請負業者が残土置場の土を掘削してみると、大きな石が混じっており、そのまま盛土に利用できない状況でございました。そのため、今回変更対象として、残土置場の土のふるい、バックホウ、ルーズ3回を指示し、こちらはスケルトンバケットにより3回残土をふるって行う作業が増額対象となりました。

また、当初設計で不足土2,500立米を全てを残土置場から調達する計画でございましたが、先ほど申しあげました残土置場の土ふるい作業を行った状況で約2,000立米の土は確保できましたが、残り約500立米について確保できる見通しが立たないため、こちらについては購入土として500立米分が増額対象となっております。

ほかには、村道に布設してあります既設下水道管の切り回し工事などが追加となり、今回の増額となっております。

説明は以上となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 平形富二夫議員。

○9番（平形富二夫君） 今、執行部から説明をいただきました。

残土の関係で予算が増えてということでしたけれども、先ほど言っているように、560万余りの増額になっている中で、工期が大幅に遅れ、執行部から12月までというお話をいただきました。そんなに工期延長するなら、請負業者も大変だと思います。水道工事が延長で延びて増額になったんならばいいと思いますけれども、新たな水道工事等であれば、500万以

上だから、入札をかけて工事を発注したほうが、工事の短縮になると思いますけれども、その辺はどう思いますか。

○議長（後藤明宏君） 地域振興課長。

○地域振興課長（平形英俊君） 今のところ、今回お世話になっております業者の方に引き続きお願いしていきたいというふうに考えております。

説明は以上となります。

○議長（後藤明宏君） 平形富二夫議員。

○9番（平形富二夫君） 工事の設計をしたときに、残土、また盛土関係のこともう少し勉強したほうがよかったんじゃないですか。ここにきて、あそこまで工事が進んでいて、今見ると、中止になっているような状態になっております。工事を発注するに当たり、ちょっと攻めが甘かったんじゃないかな、その辺はどう思いますか。

○議長（後藤明宏君） 地域振興課長。

○地域振興課長（平形英俊君） 議員のおっしゃるとおり、今回梅沢にあります村の残土置場から持ってくる計画でございました。そして、静岡の熱海でありました土砂流出の事故等によりまして、盛土法の規制等が大分厳しくなりまして、議会全員協議会の中でも説明ほうをさせていただいたんですが、そちらの手續に手間取ってしまって、工期が大幅に遅れるということで説明をさせていただきました。どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 高山村五領下ノ宿第2団地宅地造成工事の変更請負契約についてを採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号～議案第 15 号の質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第 8、議案第 8 号 令和 7 年度高山村一般会計補正予算（第 8 号）から日程第 15、議案第 15 号 令和 7 年度高山村水をきれいにする事業会計補正予算（第 2 号）までの 8 議案を一括議題とします。

本件は 2 月 25 日に一括上程され、議案調査となっています。

最初に、議案第 8 号について質疑を行います。

なお、質疑の際には、ページ及び事業名称など、質疑箇所を明示してからお願いいたします。

渡邊裕治議員。

○1 番（渡邊裕治君） 議案第 8 号 令和 7 年度高山村一般会計補正予算（第 8 号）、議案書は 164 ページから 165 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、今回の職員研修事業費の減額について伺います。

当初予算では約 59 万円ほどを見込んでいたところ、今回の補正で 16 万円の減額となっております。講師派遣を伴う研修が当初の見込みより安価に実施できたということですが、まずはこうした減額に至った背景や具体的な要因について改めてお聞かせください。

また、研修目的である職員の資質向上は執行部と議会がともに大切にしている視点だと考えております。そこで、受講した職員の皆さんが研修をどのように受け止め、どのような点を評価しているのか。また、実施側として研修の質や重点をどのように考えて取り組んでいるのかについて伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） お答えします。

当初予算では、村単独の研修事業を 2 回実施することとして、講師謝礼 44 万円を見込んでおりました。そのうち 1 回は講師派遣を業者へ依頼したため、27 万 5,000 円を支出しておりますけれども、もう一回は、議員のお知り合いの方が講師を引き受けていただけるということになりましたため、そちらの支出は 5 万円と、実費程度の支出で開催をすることができました。このための減額となっております。

また、後段の質疑についてでございますけれども、村で行う研修は、職員からの要望なども踏まえまして、その時々に適したと思われる内容の研修を行っているつもりでございます。

しかし、全職員を対象に同一の内容での研修であるため、研修後のアンケートなどは実施しておりませんが、個人個人が積み重ねた知識や経験によりまして、その受け止めもまた評価も様々ではないかと思っていますところでございます。よろしくお願いします。

○議長（後藤明宏君） 渡邊裕治議員。

○1番（渡邊裕治君） 総務課長、答弁ありがとうございました。

人口減少が進み、これから人材の確保が難しくなる中で、限られた職員一人一人の力を伸ばしていくことは、執行部と議会がともに取り組むべき大切な課題だと感じております。その中で、費用をかけずに学びの機会を得られるeラーニングの活用についてお尋ねいたします。

国や県のオンライン研修に加えて、地方公共団体金融機構が地方支援業務として提供している財務や公会計などの専門的なeラーニングは実務にも役立つ内容が多く、職員の学びの選択肢としては有効ではないかと考えております。この講座は無料で受けることができ、また、職員だけではなく議員も受講することができると、昨年全国市町村国際文化研修所の研修において、機構より案内を受けました。

そこで、こうした外部機関のeラーニングを職員の継続的な学びの機会として取り入れていくことについて、本村としてどのようにお考えでしょうか。また、無料で利用できる研修資源を上手に活用しながら、職員の専門性を高めていく取組を今後人材育成の中でどのように位置づけていくか、併せてお伺いいたします。

○議長（後藤明宏君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） 議員ご指摘のとおり、人員確保が年々困難になってきていることを鑑みますと、人材育成は大きな課題であると考えております。人材育成の手法の一つとして、まず研修が上げられます。OJT研修はもとよりOff-JT研修、この充実も必要と考えます。研修時間の確保が今後の大きな課題になってくるのではないかとこのように考えております。

eラーニングによる研修につきましては、集合研修と異なり、隙間時間でのある程度自由な時間での研修が可能であるのではないかと考えているところでございます。集合研修とうまく組み合わせまして、職員のスキルアップにつなげるような方法を検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（後藤明宏君） 渡邊裕治議員。

○1番（渡邊裕治君） 総務課長、答弁ありがとうございました。

職員の中でも意欲のある方がいらっしゃると思いますので、ぜひともこういった研修を活用して、職員の資質向上と人材育成に活用いただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑ありませんか。

唐澤徳治議員。

○3番（唐澤徳治君） 議案第8号 一般会計補正予算、議案書の196から197ページ、7款 商工費、2項商工費、12目観光施設費、たかやま未来センターさとのわ施設管理事業について、施設管理料150万増、パスタの提供をすることにより増額と聞いていますが、その内容の理由を聞かせてもらいたいですけれども、お願いします。

○議長（後藤明宏君） 地域振興課長。

○地域振興課長（平形英俊君） 唐澤議員からのご質問にお答えします。

今回の補正による指定管理料150万円の増額理由についてですが、さとのわカフェにおいて、今までピザや軽食、ジェラートなどを提供してまいりましたが、さとのわカフェで働く授業員から、顧客の要望が多いパスタなどの提供ができれば年間を通してさとのわの売上げアップになるのではといった提案があり、できれば5月の連休前までにはパスタを提供したいということで、今回3月補正にて、新規商品開発に伴う設備導入費として指定管理料150万円を増額補正として計上させていただきました。

内容としましては、中古の冷凍冷蔵コールドテーブル1台、これは飲食店の厨房で使われております天板作業台と冷蔵冷凍庫が一体となった横型の業務用冷蔵庫のことで、こちらが約35万円、あと電磁調理器IHクリーンコンロが2台、こちらが約20万円、そして、業務用の1,800ワットの電子レンジが1台、こちらも約20万円、そのほか調理用棚や調理具などの購入も含め、150万円となっております。

説明は以上となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 唐澤徳治議員。

○3番（唐澤徳治君） 答弁ありがとうございます。

ただいまの答弁で、従業員から、お客さんからの提案によりパスタの提供、売上げアップを期待して設備を整備するとの説明でしたが、その中で幾つか確認させていただきます。

現在の厨房設備では本当に対応できないのか。既存設備で対応する、提供する可能性についてどのような検討をされたのか伺います。

それと、もう一つ、今回導入する設備について、コールドテーブル、IHコンロ、電子レンジ、いろんな設備がありますけれども、既存設備との違いについて具体的に示してもらいたいですけれども、現在も電子レンジだとかIHはあると思うんですけれども、そのところはどういう関係なのか聞かせてもらいたい。

それと、5月連休に合わせて提供したいとの説明でしたが、連休中に売上げがあるのは、ある意味当然の意味であって、ふだんの売上げが、平日の営業がどのようにいくのか、設備投資150万に対しての平日を含めた継続的な売上げ見込みや費用対効果、それについての試算をされているのか、そのところをお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（後藤明宏君） 副村長。

○副村長（平形郁雄君） 大変お世話になります。

さとのわの関係でございますけれども、私が聞き及んでいる内容についてご答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるように、費用対効果等々、既存の施設で、設備でやってみてからでも遅くないんじゃないかという、それはおっしゃるとおりでございます。さとのわのカフェのアドバイザーとして起業の方がおります。その方が、やはり専門的なノウハウ持っておりまして、ソースの味ですとか、パスタの種類ですとか、そのようなことを指導しながら、今進めておるところでございますけれども、パスタの関係については、今話が出たところではなくて、もう大分前からパスタの提供はどうかというような話はございました。現状、その当時ですと、とてもスタッフの技術等々を鑑みますと、そこまで対応できる能力はないと。3年が過ぎまして、現在の従業員も大分技術量が上がったということで、ある程度の余裕があるというようなお話の中で、それならちょっとパスタに挑戦してみようじゃないかというようなお話を聞いております。

そんな中で、議員のご質問の現状での提供の可能性、これについて検討しておるのかというようなお話ですが、これは、検証しながら、こういうパスタがいいんじゃないかというようなことは藤田アドバイザーと現場の人間で、スタッフでそういった検証はしておるようでございます。

次に、既存設備との関係でございますけれども、これは、パスタを提供するまでのカテゴリーといいますか、段取りといいますか、そういった私は素人なんで細かいところは分かりませんが、ソースを作ったりですとか、麺をゆでたりですとか、最後の盛りつけですとか、そういった関係で既存の料理を提供しながら、パスタも既存の設備でできないかということ

は、ちょっと無理があるんじゃないかというようなお話は聞いております。

次に、費用対効果での試算でございますけれども、これにつきましてもアドバイザーのほうで、人件費、光熱水費等々の経費を考えながら、そういった試算はしているようでございます。

次に、売上げの見込みの試算ということでございますけれども、売上げの見込みの試算につきましても、アドバイザーとスタッフの間で協議がされておるようでございます。

いずれにいたしましても、この関係につきましては、私どもは本当に素人で細かい内容まではご説明できないのが、非常に心苦しいところでございますけれども、これについて来る23日の日にそのアドバイザーの藤田さんが村のほうに見えるそうですので、その日程調整をしていただきまして、議員さんにご足労いただいて、アドバイザーの意見をというか、お話を聞いていただいて、議員さんに理解をしていただければと思っておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 唐澤徳治議員。

○3番（唐澤徳治君） 副村長ありがとうございました。

後日話合いを持つということで、それをまたよく聞きたいと思います。

それと、以前村長が、さとのわは現状では黒字なんだと。だから、投資をして黒字をもっと進めたい。黒字であれば、そのさとのわの中で、村の持ち出しでなくて、それで150万を投資してやる、そういう計画はないですか。

○議長（後藤明宏君） 副村長。

○副村長（平形郁雄君） 議員おっしゃるとおり、私もそのとおりだと思っております。さとのわカフェで黒字を出し現在おるわけでございますけれども、それも150万円という金額でございます、会社でそのぐらいの費用を負担してやる気を見せたいという気持ちはあります。ただ、現状の会社全体の内容を申し上げますと、黒字を出しているところ、赤字を出しているところ、その黒字を赤字に補填して今会社を回しておるところで、よく言う自転車操業ですか、この時期来ると本当に現金が少なくなって、自転車操業を今やっておるところでございます。

今月、3月、4月、このぐらいになりますと、現金が少なくて、今借りておるものを取り崩してやらなければ間に合わないような状況の中で、今運営をしてございます。150万ぐらいですから、会社でというようなお話もございますけれども、現在の状況はそういった苦しい台所事情もございますので、ぜひともご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 4度目になります。

○3番（唐澤徳治君） 答弁ありがとうございました。

次回の話合いでまたよろしく願います。ありがとうございました。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（後藤明宏君） ないようですので、次に、議案第9号から議案第15号までの7議案について一括質疑を行います。

なお、質疑の際には、会計名、ページ及び事業名称など、質疑箇所を明示してから願います。

渡邊裕治議員。

○1番（渡邊裕治君） 議案第14号 令和7年度高山村簡易水道事業会計補正予算（第2号）になります。議案書は282ページからです。その事項別明細書支出、1簡易水道事業費用、営業費用、3総係費、13節委託費、経営戦略の見直し業務委託料の減額についての箇所になります。

今回の補正では、総係費の経営戦略見直し業務委託料が大幅に減額されております。昨年3月、令和7年第1回定例会において、この簡易水道事業会計予算の中で、経営戦略策定について、アドバイザー派遣制度を活用した方法を提案、共有させていただきました。

今回その総務省アドバイザー派遣制度を活用し、外部委託を行わず、村職員の皆さんが中心となって経営戦略をとりまとめたとの説明でした。まず、限られた財源の中で制度を積極的に活用し、村の将来を見据えた計画を自らつくり上げたことに對し、職員の皆さんの努力に敬意を表します。

水道事業は、村民生活に直結する重要なインフラであり、執行部と議会が同じ方向を向いて取り組むことが不可欠です。

そこで、今回の経営戦略はアドバイザー制度を活用し、村職員が主体となって策定されたということで、その内容についてアドバイザーがどの範囲まで助言を行い、どの部分を職員が作成をしたのか、計画の専門性や客観性をどのように担保したのかお伺いいたします。

○議長（後藤明宏君） 建設課長。

○建設課長（割田信一君） 渡邊議員の質疑にお答えいたします。

今回の経営戦略の改定は、簡易水道事業のほかに水をきれいにする事業会計の中の農業集落排水事業と特定地域生活排水処理事業、いわゆる浄化槽事業の3事業について経営戦略を

策定いたしました。

議員におっしゃっていただいたとおり、アドバイザーの派遣制度を活用して、外部委託を行わずに、職員自らが作成したことにより、3事業の合計で1,074万5,000円の予算を削減することができました。

ご質問のアドバイザーの助言と職員が作成した範囲についてですが、まず、アドバイザーは総務省経営財務マネジメント強化事業アドバイザーの菊池明敏先生で、先生は、岩手中部水道企業団の元局長で、現在は一般社団法人水道情報活用システム標準仕様研究会の理事を務めていらっしゃいます。

アドバイザーの助言と職員の作成範囲については、職員が事業の現況や決算統計を基にした経営の健全性や効率性についてのグラフを作成して、アドバイザーに分析、所見を記入していただき、さらに令和6年度の損益計算書とキャッシュ・フローを職員が作成し、アドバイザーに考察を記入していただきました。

また、将来の事業環境では、第6次高山村総合計画に示された人口の動向を基に推計し、さらに、それらを基とし、水需要の予測や料金収入の見通しを職員が作成しました。また、今後必要となる建設改良費を職員が考え、必要となる費用や減少する料金収入などを基に総務省が作成したアセットマネジメント簡易支援ツールを活用して、投資財政計画を職員が作成いたしました。この投資財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要をアドバイザーに助言していただきながら、職員が作成いたしました。

以上がおおまかなすみ分けとなりますが、計画の専門性については、経験豊富なアドバイザーに本村に5回来ていただきまして、直接指導、助言してもらい、そこには、県の市町村課の担当職員も同席して、同時に指導していただきました。また、最終回には、村の財政担当である総務課長と財政担当補佐にも同席してもらい、現状と問題点、今後の課題と対策などについて共有していただきました。

客観性につきましては、総務省が策定した経営戦略策定改定マニュアルやQ&Aに沿った形で作成し、必要な様式などを活用いたしました。

以上です。

○議長（後藤明宏君） 渡邊裕治議員。

○1番（渡邊裕治君） 建設課長、答弁ありがとうございました。

村として主体的に計画を作成したことは、大変意義深い取組であり、そのプロセスを共有いただくことで、議会としても計画の背景を正しく理解し、今後の議論に生かしていきたい

と考えております。

経営戦略では、人口減少や水需要の減少、施設の老朽化といった将来の課題が明確に示されており、料金回収率も令和6年度時点では76.94%と原価割れの状況にあります。さらに、計画の中では、今後10年間で料金収入が約87%まで減少する見通しが示され、更新投資の必要性も高まっていくことから、料金改定の検討が避けられないと明記されております。水道は村民生活に不可欠なインフラであり、将来の負担を先送りせず、持続可能な形で維持していくためには、執行部と議会が同じ方向を向き、村民の理解を得ながら、丁寧に進めていくことが重要だと考えております。

そこで、伺います。今後料金改定の検討をどのようなプロセスで進めていくのか。また、料金改定の必要性や背景、将来の見通しについて村民への情報提供や理解促進をどのように図っていくのか、執行部としての方針をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 建設課長。

○建設課長（割田信一君） お答えいたします。

まず、料金改定の検討は、今回作成した経営戦略を執行部として正しく理解して、料金改定の必要性を改めて認識し、村長が簡易水道事業及び下水道事業運営審議会に使用料に関する諮問を行うこととなると思います。

審議会のメンバーですが、公共的団体を代表する者、簡易水道または下水道を使用する企業を代表する者、学識経験を有する者などで構成されます。そして、審議会から答申を受けた村長は、その内容を基に料金改定の原案を作成し、料金改定の必要性や将来の見通しとともに、議会へ説明して、理解を得た後、住民へ周知し、理解を求めることとなると思います。

なお、住民への周知方法は現段階では決まっていますが、広報やホームページなどに掲載するほか、必要があれば、パンフレットなどを作成して配布することなどが考えられます。

以上となります。

○議長（後藤明宏君） 渡邊裕治議員。

○1番（渡邊裕治君） 建設課長、答弁ありがとうございました。

今回簡易水道事業のみならず、ほか3事業についても経営戦略ができ、今後の方針が示されました。本来コンサルタントに頼めばかなりの予算がかかるところを大幅に削減できたこと、この計画の策定に当たった担当課職員の皆さんには改めて努力に敬意を表したいと思います。

今回は、簡易水道事業についての質疑でしたが、同じように経営戦略をつくられた水をき

れいにする事業、下水事業についても今後政府のほうが中山間地域の在り方について法改正も検討しているとのことで、その政府の方針なども視野に今後とも情報収集を執行部、議会とも同じ歩調をそろえてしていきたいと思います。議会として、村民の安心・安全な水道サービスを将来にわたって維持するため、行政と協力しながら、必要な議論を共に進めていきたいと考えております。

以上で質疑を終わります。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（後藤明宏君） これで質疑を終わります。

これから議案第8号から議案第15号までの8議案について、一括討論を行います。

渡邊裕治議員。

○1番（渡邊裕治君） 議長のお許しをいただきましたので、ただいま議題となっております令和8年度一般会計補正予算（第8号）につきまして、今回反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、申し上げたいのは、今回の補正予算に含まれる他の事業や経費につきましては、必要性を理解し、基本的には賛成をしたいという点であります。地域の安心・安全、住民サービスの向上に資する内容も多く、執行部の皆様のご努力については評価をしております。

しかしながら、先ほど唐澤議員が質問されたさとのわのカフェの設備導入に伴う指定管理料150万円の増額については、どうしても賛成できない点が残っており、結果として、補正予算全体に賛成することができません。

これまでに私は一般質問や個別議案調査の中で、はっきりとしないと思う点が幾つかございました。その都度前向きに理解し、提案もしようと務めてまいりましたが、今回の案件はそうした疑義が明確な形で現れたものと受け止めております。

今回の設備投資については、従業員の皆さんの前向きな提案であることは理解をしておりますし、新たな商品開発に挑戦する姿勢は大変よいことだと思っております。しかし、利用者アンケートや市場調査など、需要を裏づける客観的なデータが示されていない点は、公金を扱う立場としては、慎重にならざるを得ません。先ほど23日に日程を調整していただいて、起業人から説明を受けるということですが、その説明を受けるのを待っては、本日の議決ができません。

また、設備投資の150万円の内訳についても、相見積りの有無、既存施設の活用可能性、

他の選択肢との比較検討など明確ではなく、金額の妥当性を判断する材料が不足しておると感じております。

さらに、1日何食の販売を見込むのか、繁栄期と閑散期との差をどのように見込むのか、追加経費はどれほど増えるのかといった収支シミュレーションも示されておられません。投資回収の見通しが不明瞭なままでは議会として判断することは難しいと考えております。

以上の理由から他の補正項目には賛成したい気持ちがあるものの、今回の設備投資については、需要の裏づけ、投資額の妥当性、収支の見通しがいずれも不十分であり、議会として承認することはできません。誠に残念ではありますが、本補正予算全体には反対せざるを得ないという判断に至りました。

以上で私の反対討論を終わります。

○議長（後藤明宏君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（後藤明宏君） これで討論を終わります。

これから議案ごとに採決を行います。

最初に、議案第8号 令和7年度高山村一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和7年度高山村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和7年度高山村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和7年度高山村介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 令和7年度高山村土地開発事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和7年度高山村農業用水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和7年度高山村簡易水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和7年度高山村水をきれいにする事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号～議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第16、議案第16号 令和8年度高山村一般会計予算から日程第23、議案第23号 令和8年度高山村水をきれいにする事業会計予算までの8議案を一括議題とします。

本件は2月25日に一括上程され、議案調査となっています。

これから質疑を行います。

最初に、議案第16号について質疑を行います。

なお、質疑の際には、ページ及び事業名称など、質疑箇所を明示してからお願いします。

平形富二夫議員。

○9番（平形富二夫君） 議案第16号 令和8年度高山村一般会計予算の予算審査について質問をいたします。

令和7年度当初予算の概要までは、新年度予算また前年度予算があり、予算の増減が分かりやすく、事業概要、費用、活動内容等が分かりやすく勉強になりました。令和8年度の予算審査のときに、予算概要の中に前年度予算の記載がなく、増減が分かりづらく、大変残念でありました。

審査のときに増減の説明がありましたが、数が多く、記憶しづらく、自宅での審査のときにも、とにかく不便でありました。前年度予算書を見れば分かるわけでございますけれども、それも不便でございます。

そこで、お尋ねをいたします。なぜ予算概要に前年度の予算を記載しなかったのか、お尋ねをします。また、令和9年度の予算概要にも記載をしないのか、するのかお尋ねをいたします。

○議長（後藤明宏君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） お答えいたします。

議会におけます当初予算審議の補助資料として事業目ごとに概要を作成し、ご覧いただいている資料ということになってございます。

今般その資料の中身を総合計画とひもづけた形式にすべく、総合計画における行政方針と取組、これを追加をさせていただいたところでございます。

タブレット端末でご覧いただくためには、今より小さい文字にすることを避けたほうがよ

いであろうという考えの下に、前年度予算額を削ることとさせていただいたわけですが、結果といたしまして、議員ご指摘のとおり、昨年度と比較がしづらく、審査にも支障が出ることとなってしまいました。この場を借りまして、それをおわびを申し上げたいと思います。

また、来年度につきましては、前年度との比較ができるように、再度書式を見直してまいりたいと考えております。また、そのほかにお気づきの点があれば、ご指導いただければ幸いです。よろしくお願いします。

○議長（後藤明宏君） 平形富二夫議員。

○9番（平形富二夫君） 総務課長、大変ありがとうございました。

それじゃ、9年度の予算はしっかりまた増減が分かるように、勉強したいと思います。ありがとうございます。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありませんか。

渡邊裕治議員。

○1番（渡邊裕治君） 議案第16号 令和8年度高山村一般会計予算、議案書45、46ページ、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、公共施設等総合管理計画改定事業になります。

令和8年度予算に計上されております公共施設等総合管理計画改定事業418万円について伺います。本計画は、村が保有する公共施設全体の将来像を示す最上位の施設マネジメント計画であり、更新費用の平準化、維持管理費の把握、統廃合などの判断など、村の財政運営に直結する極めて重要な計画です。

そこで、本事業の進め方について伺います。令和8年度における改定作業の具体的なスケジュール、今回の改定で取り組む内容や重点項目、担当課がどの範囲まで作業を行うかといった役割分担、そして、外部委託の有無とその範囲について、現時点でのお考えをお示ください。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） お答えいたします。

分かる範囲でのお答えということになってしまいますことを先にご了承ください。うふうに思います。

公共施設等総合管理計画、こちらにつきましては、平成29年に策定後、令和4年度に全面改定をしております。その計画期間を10年として、5年ごとに見直すこととされております。

ことから、今回改定を行いたいというものでございます。

改定の内容等でございますが、計画どおり実施できたものもございますけれども、主に予算等の関係によりまして、計画どおりいかなかったものもございます。

また、取り巻く社会情勢なども変化しておりますので、本計画改定の一番の目的は現状把握となつてこようかというふうに考えております。現状を正しく把握した上で、公共施設マネジメントの基本方針を定めていくことになろうかと思ひます。

また、計画の策定には、専門家の知見を取り入れなければ難しいと考えておりますので、委託をして実施をしたいと考えております。村としての基本的な方針などは積極的に関与すべきものと考えております。また、その中で担当課に調査していただかなければならないことなども出てくると思ひますので、そういった場合には、担当課のほうにもご協力をいただいて、策定をしていきたいと考えております。

また、スケジュールといたしましては、令和9年2月までに改定作業を完了いたしまして、3月にはこれを公表したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤明宏君） 渡邊裕治議員。

○1番（渡邊裕治君） 総務課長、答弁ありがとうございました。

公共施設もちょうど平成9年頃からの建物が、計画を見ておりますと、かなり多く、平成9年から平成13年までの間なんですけれども、もう既に30年近く経過するものが増えてきております。これを全部一遍にやるというのはできないということは、財政上分かっておりますけれども、この公共施設マネジメントにおいて今回ライフサイクルコストなども含めてきちんと整理をし、今後の計画の見直しの参考資料としていく、そのときに役立つデータを積み重ねていくということをやっていったらいいのではないかと思っておりますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（後藤明宏君） 総務課長。

○総務課長（後藤 好君） この計画の目的といいますか、それにつきましては、先ほど議員からもご指摘ありました公共施設の維持管理、これをどういうふうに進めていくかということであるかと思ひます。

既に多くの施設で耐用年数を経過した、または耐用年数の半分に当たるところで改修作業をすべきところをしていない、こういった施設がかなり数多くございます。これを一遍にやろうとすると、予算的には非常に大きなお金がかかってしまって、とてもではありませんが、

実施ができないということで、この計画で現状を把握して、どのように優先順位をつけて、改修をしていくかということになるかと思います。

当然それも検証はいたしますけれども、大本といたしまして、施設の数が適正化どうか、こういったことも今回の計画で現状を把握した上で、検討していかなければならないというふうに考えております。これにつきましては、それぞれの施設について、個別に検討していかなければならないというふうに思いますし、住民の意見なども最終的には確認していかなければならないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（後藤明宏君） 渡邊裕治議員。

○1番（渡邊裕治君） 総務課長、答弁ありがとうございました。

ぜひとも計画のほうをしっかりと見直していただきまして、庁舎整備等も含めまして、考えていっていただければと思います。

この質疑を終わりにしたいと思います。

引き続きよろしいでしょうか。

○議長（後藤明宏君） はい。

○1番（渡邊裕治君） 引き続き、一般会計予算議案書48、49ページ、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、地域活性化起業人の活用事業について伺いたいと思います。

地域活性化起業人の任期が9月までで3年間の任期が終わりますが、その後の予定について伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 地域振興課長。

○地域振興課長（平形英俊君） 渡邊議員からのご質問にお答えいたします。

地域活性化起業人活用事業につきましては、さとのわの運営業務やフードファクトリーの技術支援など地域活性化起業人としてお世話になっておりました東京株式会社H i n o k i の藤田直樹さんが今年の9月末で3年の任期が終了となるため、予算では今年4月から9月までの6か月分の地域活性化起業人に関する費用を計上させてもらっております。

今回高山振興公社より地域活性化起業人の藤田さんにさとのわフードファクトリーの技術指導やカフェの運営アドバイザーなどを引き続きお世話になりたい旨の相談があり、たかやま未来センターさとのわ施設管理事業において、12節委託料の指定管理料の中で、さとのわ技術指導業務としまして、任期が切れます10月から来年3月までの6か月分の業務費用などを村単独事業として予算計上させていただいております。

説明については以上となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 渡邊裕治議員。

○1番（渡邊裕治君） 地域振興課長、答弁ありがとうございます。

個別の議案調査の中で起業人についての予算の中身など一覧を確認させていただきました。交付税措置をされているものもあるものがほとんどなんですけれども、一部村からの予算が充てられているものもあるということで、民間企業であるならば、経費を抑えて利益を追求する、この原則が必要だと感じております。

さきの一般質問でも述べましたけれども、やはり村民に分かる指標などをどうしていくか、今回出てくるかと期待をしておりましたが、その提示がございましたので、その内容の検討もしっかりとしていただきたいと思います。

以上で、この質疑を終わります。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありませんか。

飯塚議員。

○5番（飯塚武久君） 議案書の123から125ページ、小規模農村整備事業、菅田原地区現地調査委託料の件についてお尋ねいたします。

昨年9月定例会において私のほうから原地区に続く農地整備の予定をお聞きしました。その中で菅田原地区についても、地域の推進委員により協議が始まったとのお答えをいただきました。

そして、今回8年度予算の中で、当地区の現地調査委託料が計上されました。つきましては、その内容と今後の大まかなスケジュールについてお尋ねいたします。

○議長（後藤明宏君） 農林課長。

○農林課長（小池正浩君） 菅田原地区現地調査委託料の内容と今後の大まかなスケジュールについてお答えいたします。

まず、菅田原地区の現地調査の主な内容についてでございますが、地形測量や道路用排水系統などの環境調査、区画形状や道路規模、計画排水量の検討、図面の作成、概算事業費の算出など、いわゆる基本設計に近いものとなります。

今後のスケジュールにつきましては、令和8年度に現地調査を行い、ある程度の絵ができますので、令和9年度以降は、圃場整備や農地集積、営農計画の策定、地権者の仮同意の徴収などを並行して進めていくことを想定しております。

具体的なスケジュールにつきましては、まだ推進委員と共有できておりませんので、ここ

で申し上げることはできませんが、菅田原地区においても、原地区同様の所有者負担ゼロで農地整備ができる農地中間管理機構関連農地整備事業での実施を望んでおりますので、担い手への農地集積率80%以上や収益を20%以上向上させることなど、厳しい条件をクリアすべく推進委員と連携を密にし、早期の事業化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上となります。

○議長（後藤明宏君） 飯塚武久議員。

○5番（飯塚武久君） ご答弁ありがとうございました。

令和8年度は測量など基礎調査、それから、令和9年度以降に農地集積計画や具体的な整備計画を策定していくとのことでありますが、当地区が現在整備が進められている原地区と大きく異なる点でございますが、地区内において農業を継続する意思のある者が皆無であり、整備計画に併せて担い手の確保を本気で考えていく必要があると思います。

対応としては、地域外、または地区外、村内外の方々も対象として担い手の確保を図っていく必要があります、こうした試みは当村においては初めてのケースだと思います。また、菅田原地区においては、昭和50年代に畑地におけるかんがい施設も導入されており、これを利用した農業の選択的拡大や整備に伴う区画の大型等により、効率的な農業経営が可能な農地に生まれ変わります。ぜひこの事業を積極的に進め、当地区の事例が村内外の担い手の不在農地における対応のモデルとなるようにしっかりと進めていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありませんか。

佐藤晴夫議員。

○6番（佐藤晴夫君） 議案書の137ページ、田んぼアート事業137万7,000円の事業についてお伺いいたします。

管理作業で測量委託料、土地借上料、機械借上料等が計上されておりますが、それにつきまして、その内容と今後の大まかなスケジュールについてお尋ねいたします。

○議長（後藤明宏君） 地域振興課長。

○地域振興課長（平形英俊君） 佐藤議員からのご質問にお答えいたします。

田んぼアートは有志の団体、田んぼアート研究会により、平成21年から田んぼアートが始まり、令和6年まで16年間にわたり田んぼアートを続けてまいりましたが、諸般の事情により令和7年度より中止となりました。

しかし、田んぼアートを見に高山村を訪れる観光客の方も多数おり、令和8年度から村事業として田んぼアートに係る費用について予算化させていただきました。この予算の内容ですが、7節報償費で管理等作業謝礼としまして、もみ種消毒や苗管理、代かき、田植、稲刈りなどを見込んでおります。10節需用費の消耗品では、もみ種や農薬、肥料、そして除草材、育苗箱などの購入を見込んでおります。燃料代では、草刈りなどの燃料代などを見込んでおります。11節役務費では、こちら青森県産業技術センターから鑑賞用のもみ種の配送料となります。12節委託料において、こちら田んぼアート測量委託料などを見込んでおります。13節使用料及び賃借料では、田んぼ土地借上代としまして、今まで田んぼアートを行っていた田んぼをお借りして行う予定でございます。あと、機械借上料としまして、田植機やコンバイン、トラクターなどの機械借り上げなどを見込んでおります。そして、17節ですが、備品購入費では、こちらの田んぼが末端で、上流から水がなかなか来ない田んぼのため、水中ポンプや発電機、取り入れホースなどの購入を見込んでおります。

今後の大まかなスケジュールについてでございますが、今年3月から4月に田起こし、4月下旬から5月連休頃にもみ種まき、それから、約1か月後に田植を行う予定となっております。なお、今回田起こしや荒くれ、代かきなどについては、村内の機械を持っている方をお願いして、行ってもらう予定で考えております。

説明は以上となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（後藤明宏君） 佐藤晴夫議員。

○6番（佐藤晴夫君） ありがとうございました。

田植の段取りや毎日の水見、畦畔の草刈り等については、委託を含めて、担当を決めて、しっかりやって、ふだん見てもきれいにしておいていただきたいと思います。それと、皆さんが喜んでくれるような田んぼアートを作ってください。

以上で終わります。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありませんか。

山口英司議員。

○8番（山口英司君） 議案書は195ページです。スポーツ少年団事業指導者謝礼28万円についてお伺いいたします。

高山村のスポーツ少年団は、小学生を中心に競技レベルの向上だけでなく、スポーツを通じた心身の健全育成や協調性の向上を目指し、ボランティア指導者を中心に活動しています。そこで、お伺いします。指導者の謝礼が過去からどのように変遷しているか。そして、ス

スポーツ団体名、加入人数、指導者数等を含め、その金額の内訳を説明を願いたいと思います。
教育課長、よろしくお願いします。

○議長（後藤明宏君） 教育課長。

○教育課長（飯塚優一郎君） 山口議員から、スポーツ少年団の現状と予算内訳について質問がありましたので、お答えをさせていただきます。

まず、スポーツ少年団の団体名、加入人数、指導者数及び予算の内訳についてお答えいたします。本村のスポーツ少年団は4団体が活動しており、令和6年度の実績の状況は、野球部団員が3名、10年前の平成26年度には20名、サッカー部17名、同じく10年前は43名、柔道部が8名、同じく10年前は13名、卓球部団員が22名、同じく10年前が30名となっております。また、本年度からはバレー部が活動を開始しております。

10年前の平成26年度と比較いたしますと、少年団全体の団員数は106名から50名と半数以下に減少しております。背景には、児童数の減少があり、本村の小学生は、平成26年度には197名おりましたが、令和6年度121名と約4割減少している状況でございます。

指導者の謝礼につきましては、令和6年度で各団体4名から6名の指導者が活動しております。合計18名に対し、年間1人当たり1万円を支給しております。令和8年度の予算では、総額28万円を計上させていただいております。この謝礼額は、記録の残る平成24年度から据置きとなっておりますが、児童数が減少する中でも指導者の皆様の熱意により体制が維持されているものと認識しております。

以上です。

○議長（後藤明宏君） 山口英司議員。

○8番（山口英司君） 教育課長、ありがとうございました。

今の答弁の中で、やはり人口減少という、これ、大変大きな問題だなというふうに思います。とにかく子供たちの人数も半減している、そこにもってきて、このスポーツ少年団においては、もう半減以下、野球においてはもう3名という、そういった状況で、過去の盛大なスポーツ人数と比べれば、もう何ともし難い、そういったような感じを受けました。

そこで、スポーツ少年団は、指導者の善意に依存している面が大きく、この現状が時間、経済的な負担となって、指導者の成り手不足や持続可能性の低下を招いています。ただいまの答弁のとおり、年間1人1万円の謝礼が過去からそのまま続いています。現状改善のためにも見直しが必要考えます。

それから、部活動の地域移行も進んでいるようです。予算を精査していただき、指導者謝

礼の増額を提案したいと思います。

○議長（後藤明宏君） 教育課長。

○教育課長（飯塚優一郎君） 指導者の負担軽減と謝礼の見直しについてお答えさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、スポーツ少年団の指導者の皆様の多大なる善意に支えられており、その時間的、経済的な負担については、教育委員会としても重く受け止めております。

しかしながら、現在謝礼額の妥当性について郡内各町村を調査しましたところ、4町村が無償、1町が5,000円という状況でございます。本村の1万円という支給額は、郡内においても相対的に手厚い水準にあると言えます。また、現場の指導者の皆様からは、増額を求める具体的な要望は現時点では届いておらず、まずは現在の支給水準について維持をすることが妥当であると考えております。

今後の方針といたしましては、教職員の多忙化解消や中学生の部活動の地域移行に伴い、スポーツ少年団が休日の受け皿として果たす役割は極めて重要になると考えております。実際令和7年度からは、新設のバレー部、卓球部については、中学生がスポーツ少年団として活動を始めてきております。

指導者の待遇改善は持続可能な運営のために必要な視点ではございますが、本来のスポーツ少年団の理念であるボランティア精神に基づく地域活動という意義も踏まえ、単に金銭的な謝礼を増額することのみならず、地域移行全体の制度の設計の中で、どのような支援体制が地域持続可能性に資するか、慎重に精査、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤明宏君） 山口英司議員。

○8番（山口英司君） スポーツ少年団がイコールボランティアと、そういったような考え方は、もうそれは昔からあると思います。それから、謝礼1万円についての郡内他町村との比較、これは比較検討するには、他町村と比べてみれば、それは1つの考え方かもしれませんが、そして、指導者からのもっと増やしてくれと、謝礼を、そういった要望は出ていないと。こういうだけじゃなく、やはり現状もうちょっとよく見詰めていただいて、なかなか指導者本人からの増額の要望って、そういう声は出ないと思います。ですので、こういった議会並びに村当局から中身をよく見ていただいて、増額をしていただく、これが本筋じゃないかなというふうに思います。

それと、各スポーツ団体とも恐らく週に2日ぐらいは練習行っていると思います。それか

ら、土曜、日曜においても練習試合、それから大会に参加と、そういうことを考えますと、指導者の年間の稼働日数というのは決して少なくないというふうに思います。今、教育長不在の折でありますけれども、近々またそういった教育長のほうも決まってくるかと思います。それまでによく、課長、検討していただきまして、増額のほうをよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（後藤明宏君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（後藤明宏君） 暫時休憩いたします。

11時40分から再開いたします。

休憩 午前 11 時 29 分

再開 午前 11 時 40 分

○議長（後藤明宏君） 再開します。

次に、議案第17号から議案23号までの7議案について一括質疑を行います。

なお、質疑の際には、ページ及び事業名称など、質疑箇所を明示してからお願いします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「討論があります」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 渡邊裕治議員。

○1番（渡邊裕治君） 議長の許可をいただきましたので、討論をさせていただきます。

令和8年度一般会計予算について反対の立場から討論を行います。

まず、日々の業務に尽力されている職員に皆様には心から感謝を申し上げます。その上で、本予算案には幾つかの懸念があり、賛成することができません。

まず、公共施設管理計画の見通しについて、本村の公共施設は老朽化が進み、人口減少や財政状況を踏まえれば、計画的な再編と維持管理の最適化が欠かせません。しかし、今回の

予算案では、まだ今後の工程表や優先順位、将来の維持管理費の見通しなど現状把握をしていかなければならないわけですが、今後公共施設をどうしていくのか、さらなる情報収集が必要だと感じております。

また、公共施設管理計画にも直結しているわけですが、庁舎建設整備計画における調査予算、昨年第2回の定例会で調査建設整備計画に関する調査についての予算について、修正動議を提出いたしました。庁舎建設については、全体的な公共施設管理の中心と置いて考えるべきだと思っております。

また、既に中心地づくりの調査から何度となく整備の調査をしておりますが、この際きちんと論点を整理し、役場庁舎整備、教育改革を含む学校統合など、あらゆる面で検討を行うべきであり、住民負担を伴う以上、現在のやり方、調査の仕方によいのか、再検討することが必要だと考えております。

また、道の駅さとのわ関連についてですが、議案調査の中でお聞きをしましたけれども、道の駅さとのわ等の事業について、中心地づくり、地域の魅力を発信する大切な拠点ではありますが、しかし、運営経費や議案調査の中で出た太陽光設置事業について疑義がある点があります。特に、太陽光設置に伴う事業が再度マチタス（株）によるコンサル主導で進められていること、過去の中心地づくり計画で住民の理解が十分に得られなかった経緯があること、これらを踏まえると、この事業も村民の皆さんに不安や疑問を抱かせている状況です。

さきに質疑をした地域活性化起業人についてですが、地方交付税措置が現在は受けられているとの説明でしたが、9月以降は村単独の事業として計上されております。ここで重要なのは、振興公社が村100%出資の法人であるという点です。本来であれば、公社と村の役割分担、公社が担うべき事業の範囲、村が直接負担すべき費用の妥当性、これらを整理した上で、今後の事業の継続や規模を判断すべきです。もちろん人材がなかなか集まらないというご意見も伺っております。しかし、現状では、事業の目的や成果指標は十分に示されておらず、村単独での継続が本当に適切なのかどうか、慎重な見直しが必要だと考えております。

5点目には、村長退任表明を踏まえた新規事業の扱いについてです。後藤村長は、昨年12月第4回定例会において、退任を表明されました。これまでのご尽力に敬意を表するとともに、村政が大きな転換期を迎える中で、私は1つ大切な視点を申し上げたいと思います。

それは、新規事業の予算については、本来であれば、新しい執行部に委ねるべきではないかという点です。新しいリーダーがどのような方針で村づくりを進めるのか、また、見えていない段階で大きな新規事業を決定してしまうことは、将来の村政運営に不必要な制約を与

える可能性があります。これは、村長も就任後の議会とのやり取りの中で十分感じていた部分ではないでしょうか。村の未来を考えるならば、次の執行部がしっかりと議論をし、責任を持って判断できる余地を残すことが望ましいと考えております。

反対の立場ではありますが、よりよい予算となるよう次の改善提案を申し上げたいと思います。

公共施設管理計画の行程表や財政の見通し、また、ライフサイクルコスト等を踏まえた検討の明確化。庁舎建設整備計画の調査目的と成果の整理。さとのわ運営について、透明性向上と住民説明の強化。地域活性化起業人事業の目的整理と成果指標の設定、振興公社との役割分担を踏まえた事業の見通し、新規事業は新しい執行部の判断に委ねるという慎重な判断、これらが示されれば、村民の皆様にとっても納得性の高い予算になると思います。

以上の理由から、今回の令和８年度一般会計予算には賛成できません。今回反対に立つことの目的は対立ではなく、村の未来をよりよいものにすることです。今後建設的な議論を通じて、高山村を育て守るという意味を継ぎ、未来に向かってこの高山村を変革と成長で持続可能で安心できる村づくりができるよう志を貫いて前に進めていきたいと思います。

これをもって反対討論といたします。

以上です。

○議長（後藤明宏君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（後藤明宏君） これで討論を終わります。

これから議案ごとに採決を行います。

最初に、議案第16号 令和８年度高山村一般会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和８年度高山村国民健康保険特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和8年度高山村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和8年度高山村介護保険特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和8年度高山村土地開発事業特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和8年度高山村農業用水事業特別会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和8年度高山村簡易水道事業会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和8年度高山村水をきれいにする事業会計予算を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開時間は追って連絡いたします。

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午前 11 時 54 分

○議長（後藤明宏君） 再開します。

ただいま休憩中に副議長へ議員の辞職願を提出しましたので、ご審議していただきたいと
思います。

副議長、議長席にお着き願います。

〔議長、10 番席へ 副議長、議長席へ〕

○副議長（後藤 肇君） これから議長に代わりまして、副議長の私が議事を進めさせていただきます。

◎日程の追加

○副議長（後藤 肇君） 議長、後藤明宏議員から議員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。後藤明宏議員の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として、
日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 肇君） 異議なしと認め、したがって、後藤明宏議員の議員辞職の件を日程
に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎後藤明宏議員の議員辞職について

○副議長（後藤 肇君） 追加日程第 1、後藤明宏議員の議員辞職の件を議題とし、地方自治

法第117条の規定によって、後藤明宏議員の退場を求めます。

〔10番 後藤明宏議員退場〕

○副議長（後藤 肇君） それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○副議長（後藤 肇君） お諮りいたします。後藤明宏議員の議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 肇君） 異議なしと認め、したがって、後藤明宏議員の議員の辞職を許可することに決定いたしました。

◎日程の追加

○副議長（後藤 肇君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。議長選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 肇君） 異議なしと認め、したがって、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎選挙第1号

○副議長（後藤 肇君） 追加日程第2、選挙第1号 議長選挙を議題とします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 肇君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については副議長が指名することにしたいと思います。ご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 肇君） 異議なしと認め、したがって、副議長から指名することに決定いたしました。

議長に平形富二夫議員を指名します。

お諮りいたします。ただいま副議長が指名した平形富二夫議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 肇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました平形富二夫議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された平形富二夫議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

平形富二夫議員当選のご挨拶をお願いいたします。

〔議長 平形富二夫君登壇〕

○議長（平形富二夫君） ただいま副議長よりご指名をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

令和8年第1回高山村議会定例会におきまして、全議員のご理解の下、指名推選にて議長に就任いたしました平形富二夫でございます。誠に身に余る光栄と思いますが、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

私は、平成23年に議長就任以来2度目の議長であります。初心に返り、またその経験を生かしながら、前議長の意思を継ぎながら議長の職務に務めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

また、議会と執行部は車の両輪とよく言われますが、それをつなぐのがシャフトであり、それが議長の務めだと思っております。そして、議長は中立、公正であり、議会と執行部の連絡係、交渉役として務めてまいりますので、議会、執行部の皆様の協力をよろしくお願いをいたします。

最後に、高山村のますますの発展と議会・執行部の皆さんが村民のために同じ方向を向き、知恵を出し合い、汗をかいていくことをお願いし、甚だ簡単ではありますが、議長就任の挨拶に代えさせていただきます。

○副議長（後藤 肇君） ご協力ありがとうございました。

平形富二夫議長が議長席にお着き願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔議長、議長席へ〕

◎日程の追加

○議長（平形富二夫君） それでは、議会運営に当たらせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

お諮りします。議事日程第２号の追加３を日程に追加し、追加日程として議題にしたいと
思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平形富二夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程第２号の追加３を日程に追加し、追加日程として議題とすることに
決定をいたしました。

◎選挙第２号

○議長（平形富二夫君） 追加日程第３、選挙第２号 吾妻東部衛生施設組合議会議員の選挙
を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118第２項の規定によって指名推選
にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平形富二夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平形富二夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

吾妻東部衛生施設組合議会議員に私、平形富二夫を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名しました平形富二夫を吾妻東部衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平形富二夫君） 異議なしと認めます。

したがって、私、平形富二夫が吾妻東部衛生施設組合の議会議員に当選をいたしました。

◎選挙第3号

○議長（平形富二夫君） 追加日程第4、選挙第3号 吾妻環境施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118第2項の規定により指名推選といたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平形富二夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平形富二夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

吾妻環境施設組合議会議員に私、平形富二夫を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました平形富二夫を吾妻環境施設組合員議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平形富二夫君） 異議なしと認めます。

したがって、私、平形富二夫が吾妻環境施設組合議会議員に当選をいたしました。

◎委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

○議長（平形富二夫君） 日程第24、委員会の閉会中継続調査（審査）の申出書について議題といたします。

お諮りします。申出書のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平形富二夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり、閉会中の継続調査（審査）と決定することにしました。

◎議員派遣について

○議長（平形富二夫君） 日程第25、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平形富二夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、別紙議員派遣についてのとおり派遣することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（平形富二夫君） これで、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

会期14日間にわたり慎重審議、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和8年第1回高山村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 零時10分